平成２３年（フ）第７６９９号
大阪市西成区岸里２丁目８番21号
破産者　沖中　正博
1　決定年月日　平成24年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８０６１号
大阪市生野区勝山南２丁目５番21号
破産者　青木こと　趙　　孟福
1　決定年月日　平成24年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８０６２号
大阪市港区市岡１丁目16番７号
破産者　田口　幸一
1　決定年月日　平成24年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６４号
堺市西区浜寺南町１―64―１　レオパレスプレンティ浜寺119号、住民票上の住所京都府宮津市字大島542番地
破産者　池口　　正
1　決定年月日　平成24年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３４１号
大阪府藤井寺市春日丘３丁目４番１号
破産者　大立　勝博
1　決定年月日　平成24年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５７号
広島県安芸郡熊野町貴船１番18号
破産者　西　　銀一
1　決定年月日　平成24年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１５２号
さいたま市大宮区吉敷町２丁目99番地１　プレジデント吉敷601、旧住所さいたま市大宮区吉敷町２丁目99番地１　プレジデント吉敷201
破産者　遠藤佳代子（旧姓吉岡）
1　決定年月日　平成24年６月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４０号
長野県千曲市大字八幡3016番地３
破産者　小林　輝子
1　決定年月日　平成24年６月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第５６５号
鹿児島県鹿児島市桜島武町33番地１
破産者　石田　　**隆**
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４７号
福岡県久留米市高良内町626番地１、前住所福岡県久留米市高良内町1053番地２
破産者　ヤマシタ建設こと　山下　和昭
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第２８２９号
名古屋市中村区向島町５丁目66番地の１　県営向島住宅２棟304号、開始決定時の住所名古屋市中村区北浦町30番地の３
破産者　髙橋　政義
1　決定年月日　平成24年６月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１４号
石川県かほく市白尾タ16番地45、従前の住所石川県かほく市白尾へ３番地１
破産者　内潟　勝彦
1　決定年月日　平成24年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第６２５号
京都市下京区朱雀宝蔵町101番地14
破産者　秋山　賢一
1　決定年月日　平成24年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３３７号
奈良県桜井市大字出雲1196番地の１、住民票上の住所奈良県桜井市大字出雲1250番地
破産者　山口　　進
1　決定年月日　平成24年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第５８３号
奈良県生駒市南田原町1082番地32
破産者　フレッシュセンターまつざきこと　松崎　正次
1　決定年月日　平成24年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１７６号
山口県下関市綾羅木南町１丁目13番10号
破産者　武内　啓裕
1　決定年月日　平成24年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第８８号
徳島県板野郡北島町太郎八須字五反地14番地20、旧住所徳島県徳島市川内町沖島612番地の１
破産者　井川　　清
1　決定年月日　平成24年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部